

## 大口町勤労者住宅資金融資要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、勤労者に対し、住宅金融の円滑化を図り、住宅難の緩和と生活環境の改善向上とを促進し、併せて地域産業の振興に寄与することを目的とする。

### (資金措置)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、毎年度予算で定める範囲内の金額を町長が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

### (資金総額)

第3条 取扱金融機関が貸し付ける資金の総額は、前条に規定する預託金額を基礎として、町長と取扱金融機関とが協議の上定める。

### (融資対象者)

第4条 資金の融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えたもの（以下「融資対象者」という。）とする。

- (1) 町内の居住者又は町内に居住しようとする者で、同一事業所に1年以上在職し、引き続き勤務する者
- (2) 前年度の総収入金額が150万円以上400万円以下である者
- (3) 未成年者でない者
- (4) 市町村税の滞納がない者
- (5) 取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる者
- (6) その他取扱金融機関の定める要件を備えている者

### (融資要件)

第5条 融資は、前条の融資対象者が次に掲げるいずれかの資金を必要とするときに行うものとする。

- (1) 住宅の新築、増改築、修繕
- (2) 分譲住宅、中古住宅の購入

(3) 土地の購入。

(融資条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資金額

住宅資金（有担保） 2, 0 0 0 万円

住宅資金（無担保） 5 0 0 万円

(2) 返済期間 用途別に取扱金融機関の定めるとおりとする。

(3) 融資利率 取扱金融機関の定めるとおりとする。

(4) 担保 取扱金融機関の定めるとおりとする。

(5) 保証 取扱金融機関の定める保証機関の保証

(償還方法)

第7条 償還の方法は、元利均等月賦償還又は半年賦償還との併用とする。

(借入申込手続)

第8条 資金の貸付を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の審査及び決定と責任)

第9条 貸付に係る次の各号に定める審査、決定、委任及び届出の手続きは、取扱金融機関所定の手続きによるものとし、融資審査に関わる責任及び決定は一切、取扱金融機関が負うものとする。

(1) 借入申込人の資格、貸付条件、保証人の保証能力等の審査及び決定

(2) 貸付条件に違反したときの繰上償還

(3) 第5条に定める融資要件に異動が生じたときの手続き

(4) 抵当権及び質権の設定登記に関する委任

(5) 担保物件に係る火災共済加入に関する手続き

(取扱金融機関の報告)

第10条 取扱金融機関は、各月の貸付状況その他必要な事項を月1回以上町長に報告するものとする。

(遵守事項)

第11条 この要綱により融資を受けた者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が取扱金融機関と協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日 大口町告示第20号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日 大口町告示第20号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。